# 社会福祉法人基弘会定款

第1章 総則

(目的)

- 第1条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。
  - (1)第一種社会福祉事業
    - (イ) 特別養護老人ホームの経営
  - (2) 第二種社会福祉事業
    - (イ) 老人デイサービスセンターの経営
    - (ロ) 在宅介護支援センターの経営
    - (ハ) 老人居宅介護等事業の経営
    - (二) 老人短期入所事業の経営
    - (ホ) 小規模多機能型居宅介護事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人基弘会という。

(経営の原則等)

- 第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果 的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する 福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推 進に努めるものとする。
- 2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の独居高齢者を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

- 第4条 この法人の事務所を大阪市生野区生野東二丁目5番8号に置く。
- 2 前項のほか、従たる事務所を宮城県仙台市泉区古内字坂ノ上 16番6号に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名以上9名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

- 第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員 選任・解任委員会において行う。
- 2 評議員選任・解任委員会は、職員2名、外部委員1名の合計3名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び 不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任·解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名が出席し、かつ、外部委員の1名が賛成することを要する。

(評議員の任期)

- 第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により 退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を 有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員に対して、報酬は支給しないものとする。

第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

- 第10条 評議員会は、次の事項について決議する。
  - (1) 理事及び監事の選任又は解任
  - (2) 理事及び監事の報酬等の額
  - (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
  - (4)計算書類(貸借対照表及び収支計算書)及び財産目録の承認
  - (5) 事業計画及び収支予算書の承認
  - (6) 定款の変更
  - (7) 残余財産の処分
  - (8) 基本財産の処分

- (9) 社会福祉充実計画の承認
- (10) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、3月及び必要がある場合に開催する。

(招集)

- 第 12 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第12条の2 評議員会に議長を置き、議長はその都度評議員の互選で定める。

(決議)

- 第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
  - (1) 監事の解任
  - (2) 定款の変更
  - (3) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名は、前項の 議事録に署名し、又は記名押印する。

第4章 役員及び職員

(役員の定数)

第15条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上8名以内
- (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
- 3 理事長以外の理事のうち、1名を業務執行理事とすることができる。

#### (役員の選任)

- 第16条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
- 2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

#### (理事の職務及び権限)

- 第 17 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を 執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務 を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業 務を分担執行する。
- 3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の 職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

## (監事の職務及び権限)

- 第 18 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告 を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び 財産の状況の調査をすることができる。

# (役員の任期)

- 第19条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 理事又は監事は、第 15 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

#### (役員の解任)

- 第 20 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって 解任することができる。
  - (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
  - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

#### (役員の報酬等)

第21条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議

員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(職員)

- 第22条 この法人に、職員を置く。
- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員(以下「施設長等」という。)は、 理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

第23条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

- 第 24 条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるもの については理事長が専決し、これを理事会に報告する。
  - (1) この法人の業務執行の決定
  - (2) 理事の職務の執行の監督
  - (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

- 第25条 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

- 第26条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第 27 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第28条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び公益事業用財産 の三種とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。
  - (1) 金1, 000, 000円
  - (2)大阪市生野区生野東二丁目36番地4所在の鉄筋コンクリート造陸屋根3階建 生野東地域在宅サービスステーション夢の箱 本体建物一棟

(564・92平方メートル)

- (3)大阪市生野区勝山南一丁目60番36所在の特別養護老人ホーム夢の箱 敷地 (1701・23平方メートル)
- (4)大阪市生野区勝山南一丁目60番地36所在の鉄筋コンクリート造陸屋根地下 1階付7階建特別養護老人ホーム夢の箱

#### 本体建物一棟

(4530・41平方メートル)

鉄筋コンクリート造陸屋根平家建 集塵庫 附属建物一棟 (8・12平方メートル)

(5) 仙台市泉区古内字坂ノ上 16番6 (126・01 平方メートル) 仙台市泉区古内字坂ノ上 16番 15 (0・94平方メートル) 仙台市泉区古内字坂ノ上 16番 20 (65・46 平方メートル) 仙台市泉区古内字坂ノ上 16番 21 (200・62 平方メートル) 仙台市泉区古内字坂ノ上 16番 22 (98・79 平方メートル) 仙台市泉区古内字坂ノ上 17番3 (202・23 平方メートル) 仙台市泉区古内字坂ノ上 17番8 (57・40 平方メートル) 仙台市泉区古内字坂ノ上 17番 12 (69・67 平方メートル) 仙台市泉区古内字坂ノ上 17番 13 (309・71 平方メートル) 仙台市泉区古内字坂下 24 番 6 (3・60 平方メートル) 仙台市泉区古内字坂下 24 番 8 (22 平方メートル) 仙台市泉区古内字坂下 24 番 9 (18 平方メートル) (717・98 平方メートル) 仙台市泉区古内字坂下 27 番 1 仙台市泉区古内字坂下 27 番 3 (767・72 平方メートル) 仙台市泉区古内字新坂の上 26番 (2・00 平方メートル) 仙台市泉区古内字新坂の上 27番1 (249・73平方メートル) 仙台市泉区古内字新坂の上 27番3 (32平方メートル) 仙台市泉区古内字新坂の上 28番1 (452・88平方メートル)

(6) 仙台市泉区古内字坂下 27 番地 3、27 番地 1 仙台市泉区古内字坂ノ上 16 番地 20、16 番地 21、17 番地 3、17 番地 8、 17 番地 12、17 番地 13 仙台市泉区古内字新坂の上 27 番地 1、28 番地 1

所在のリズムタウン仙台 敷地(3396・74平方メートル)

所在の鉄筋コンクリート造陸屋根4階建リズムタウン仙台 本体建物一棟(5229・70平方メートル)

- 3 その他財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産は、第36条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手 続をとらなければならない。

#### (基本財産の処分)

- 第29条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、大阪府知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、大阪府知事の承認は必要としない。
  - (1)独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
  - (2)独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

#### (資産の管理)

- 第30条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。
- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確 実な有価証券に換えて、保管する。

#### (事業計画及び収支予算)

- 第31条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

#### (事業報告及び決算)

- 第32条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の 書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
  - (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3)貸借対照表
  - (4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
  - (5)貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細

書

- (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
  - (1) 監査報告
  - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
  - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
  - (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第 33 条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月 31 日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第 34 条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、 理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第35条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄を しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第7章 公益を目的とする事業

(種別)

- 第36条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。
  - (1)居宅介護支援事業
  - (2)診療所の経営
  - (3) 通所リハビリテーション事業
  - (4) 訪問リハビリテーション事業
  - (5)訪問看護事業
  - (6)企業主導型保育事業
  - 2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得

なければならない。

第8章 解散

(解散)

第 37 条 この法人は、社会福祉法第 46 条第1項第1号及び第3号から第6号までの 解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第38条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

# 第9章 定款の変更

(定款の変更)

- 第39条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、大阪府知事の認可(社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。
- 2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を大阪府知事に届け出なければならない。

第10章 公告の方法その他

(公告の方法)

第40条 この法人の公告は、社会福祉法人基弘会の掲示場に掲示するとともに、官報、 新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第41条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長 川西 良子

理 事 大森清次郎

" 清水 道久

// 田中 康博

# 津田 友義

// 大門 健二

// 宮脇賀一郎

〃 川西 収治

監事 本田 三郎

〃 高野 勝元

附 則

変更後の定款は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

変更後の定款は、平成18年8月2日から施行する。

附 則

変更後の定款は、平成18年9月15日から施行する。

附 則

変更後の定款は、平成25年3月1日から施行する。

附 則

変更後の定款は、平成28年4月18日から施行する。

附 則

変更後の定款は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

変更後の定款は、平成29年12月26日から施行する。

附 則

変更後の定款は、平成30年3月7日から施行する。

# 役員報酬等に関する規程

#### (目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人基弘会(以下「この法人」という。)の第 21 条の規定に 基づき、役員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

#### (定義等)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところに よる。
  - (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
  - (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
  - (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
  - (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
  - (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

# (報酬等の支給)

第3条 定款第8条及び第21条に定めるとおり,常勤の理事に対してのみ報酬等を支給し,非常勤の役員及び評議員に対し報酬等は支給しないものとする。

#### (報酬等の額の算定方法)

- 第4条 常勤の理事に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に 定める範囲内で、理事会において決定する。
- (1) 報酬 別表第1に定める額
- (2) 賞与 別表第2に定める算式により算出される額
- (3) 退職慰労金 別表第3に定める算式により算出される額。また、退職金共済金及びすでに積立てた保険等はこれに含めないものとする。

# (報酬等の支給方法)

- 第5条 常勤の理事に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。
- (1) 報酬 毎月15日 (ただし,その日が土曜日,日曜日又は祝日の場合は,職員給与規程第6条の規定に準じて支給)

附則 この規程は、平成31年4月1日より施行する。

別表第1 (常勤の理事の報酬)

役職名	報酬の額
理事長	月額 300 万円以下
業務執行理事	月額 250 万円以下

# 別表第2 (常勤の理事の賞与)

役職名	報酬の額
8月の賞与	報酬月額 2 か月以内
12月の賞与	報酬月額 2 か月以内

# 各年度における

この法人の全理事の報酬総額は、6,000万円以内とする。

算定根拠として現在17事業に係る管理及び運営を行っており

福祉分野15事業に係る報酬について

理事長 1,200万 常務理事 1,000万とし 医療分野2事業に係る報酬額については医療法人 理事職報酬額を参考にして 理事長 2,000万 常務理事に1,800万として積算致します。

別表第3(常勤理事の退職慰労金算出要領)

最終報酬	洲月額 ×	役位在位年数 ×	最終役位別倍率
理事長		2.0	~ 3.0
業務執行理事		1.0	$\sim$ 2.0
理事		0.5	~ 1.0

## (2) 賞与 毎年7月及び12月

- 2 報酬等は、現金により本人に(死亡により退任した者の退職慰労金にあっては、その 遺族に)支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関 の口座に振り込むことができる。
- 3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

#### (費用)

第6条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

# (報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤の理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤の理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任,退任,又は解任の場合の報酬額については,その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 第2項の規定にかかわらず、常勤の理事が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

#### (端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数 処理を行う。

- (1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50 銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

#### (公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

#### (補則)

第 10 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

#### (改廃)

第 11 条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

# 1. 法人基本情報

	(2)市町村区分	(3)所轄庁区分 (	4)法人番号	(5)法人区分	(6)活動状況
27 大阪府	116 大阪市生野区	27000	5120005007733	01 一般法人	01 運営中
(7)法人の名称	社会福祉法人基弘会				
(8)主たる事務所の住所	大阪府	大阪市生野区	生野東2-5-8		
(9)主たる事務所の電話番	号 06-6715-2188	(10)主たる事務所のFAX番号	06-6715-2224	(11)従たる事務所の有無 1 有	
(12)従たる事務所の住所	宮城県	仙台市泉区	古内字坂ノ上16番6号		
(13)法人のホームページアドレ	ג http://kikoukai.or.jp	/	(14)法人のメールアドレス	h.mizuno@yumenohako.info	
(15)法人の設立認可年日	平成13年3月23日	(16)法人の設立登記年月日	平成13年3月23日		

# 2. 当該会計年度の初日における評議員の状況

(1)評議員の定員 7	(2)評議員の現員	7 (3-6)評議員全員の報酬等の総額(前会計	年度実績)(円)	0
(3-1)評議員の氏名 (3-2)評議員の職業	(3-3)評議員の任期	(3-4)評議員の所 轄庁からの再就職 状況	(3-5) 他の社会福祉法人の評議員・役員・職員との兼務状況	
飯田 外茂治 無職	H29.4.1 ∼ R3.6.30	2 無	2 無	1
工藤宏見無職	H29.4.1 ~ R3.6.30	2 無	2 無	1
蒲田 益之 無職	H29.4.1 ~ R3.6.30	2 無	2 無	1
南田 孝雄 自営業	H29.4.1 ~ R3.6.30	2 無	2 無	1
楢原 善将 団体職員	H29.4.1 ~ R3.6.30	2 無	2 無	1
中村 良雄 会社役員	H30.4.1 ∼ R3.6.30	2 無	2 無	1
横山 健 会社役員	H30.4.1 ~ R3.6.30	2 無	2 無	1

# 3. 当該会計年度の初日における理事の状況

(1)理事の定員	6 (2)理事の現員		6 (3-12)理	里事全員の報酬等の総額(	前会計年度実績)	(円)	0 1 特例有	
(3-3)理事長への就任 (		(3-4)理事の	(3-5)理事選任の評議	(3-6)理事の職業			(3-7)理事の	
	(3-2)理事の役職(注)	年月日	常勤·非常勤	員会議決年月日	(3-0) 建争の職業			所轄庁からの再就職状況
(3-1)理事の氏名		•		1	,	(3-10)各理		(3-13)前会
, ,	(2.0)理事の代期		(2.0)理事而	<b>生本区公司(武平)14</b> 20		事と親族等特	(2.11)理事护型签页主经形能	計年度におけ
	(3-8)理事の任期		(3-9)理事安1	牛の区分別該当状況		殊関係にある	(3-11)理事報酬等の支給形態	る理事会への
						者の有無		出席回数
川西 良子	1 理事長	平成29年5月28日		平成29年5月28日				2 無
MM RI	H29.5.28 ~ H31年度定時評議員会			業の経営に関する識見を		1 有	1 理事報酬及び職員給料ともに支給	
宮本 長三郎	3 その他理事	平成29年5月28日		平成29年5月28日	会社役員			2 無
- X_A	H29.5.28 ~ H31年度定時評議員会		4 その他			2 無	4 いずれも支給なし	3
田中 康博	3 その他理事	平成29年5月28日		平成29年5月28日				2 無
ш.т. імін	H29.5.28 ~ H31年度定時評議員会			おける福祉に関する実情に		2 無	4 いずれも支給なし	3
津田 友義	3 その他理事	平成29年5月28日		平成29年5月28日	薬剤師			2 無
/中田 /久我	H29.5.28 ~ H31年度定時評議員会		4 その他			2 無	4 いずれも支給なし	3
山口 勝彦	3 その他理事	平成29年5月28日		平成29年5月28日	自営業			2 無
шн шлг	H29.5.28 ~ H31年度定時評議員会		4 その他			2 無	4 いずれも支給なし	3
川西 収治	2 業務執行理事	平成29年5月28日		平成29年5月28日	法人役員			2 無
77111 78711	H29.5.28 ~ H31年度定時評議員会	開催時	3 施設の管理	者		1 有	1 理事報酬及び職員給料ともに支給	3

<sup>(</sup>注)「(3-2)理事の役職」のうち、「理事長」とは、社会福祉法45条の13第3項で規定する理事長(会長等の他の役職名を使用している法人がある。)である。 「業務執行理事」とは、社会福祉法45条の16第2項第2号で規定する業務執行理事(常務理事等の他の役職名を使用している法人がある。)である。

# 4. 当該会計年度の初日における監事の状況

(1)監	事の定員	2 (2)監事の現員 2 (3-6)監事全員の報酬等の総	額(削会計年度美績)(円)	U
		(3-2)①監事の職業	1(3-7)(2)空:半の呼呼!	(3-3)監事選任の評議 員会議決年月日
(3-1)	<b>監事の氏名</b>	(3-4)監事の任期		(3-7)前会計年度における理事会への出席回数
四宮 i	政利	自営業 H29.5.28 ~ H31年度定時評議員会開催時	2 無 3 社会福祉事業に識見を有する者 (その他)	平成29年5月28日
田川日	隆司	税理士 H29.5.28 ~ H31年度定時評議員会開催時	2 無 5 財務管理に識見を有する者(税理士)	平成29年5月28日 3

# 5. 前会計年度・当会計年度における会計監査人の状況

(1-1)前会計年度の会計監査人の氏名 (監査法人の場合は監査法人名)	(1-2)前会計年度 の会計監査人の監 査報酬額 (円)	定時評議員 会への出席の	(2-1)当会計年度の会計監査人の氏名(監査法人の場合は監査法人名)	(2-2)当会計年度 の会計監査人の監 査報酬額(円)
四宮 正利 田川 隆司	0	- 10	四宮 正利 田川 隆司	0

# 6. 当該会計年度の初日における職員の状況

(1)法人本部職員の人数						
①常勤専従者の実数	4	②常勤兼務者の実数		0	③非常勤者の実数	0
			常勤換算数	0.0	常勤換算数	
(2)施設・事業所職員の人数						
①常勤専従者の実数	120	②常勤兼務者の実数		0	③非常勤者の実数	63
			常勤換算数	0.0	常勤換算数	38.0

# 7. 前会計年度に実施した評議員会の状況

(1)評議員学ごとの評議	. ,	員会ごとの記 人別の出席		事・監事・	(3)評議!
	証業昌	田車	卧車	<b>会計監査人</b>	

(3)評議員会ごとの決議事項

1/3

平成30年6月23日	5	0	0	第一号議案 平成30年度事業計画書及び収支予算書承認の件 第二号議案 平成29年度事業報告及び決算承認の件
(4)うち開催を省略した回	<b>数</b>	0	1	

# 8. 前会計年度に実施した理事会の状況

(4)うち開催を省略した回数

	(2)理事会ごと別の出席者数		(3)理事会ごとの決議事項
平成30年5月26日	理事 6	2	第一号議案 平成29年事業報告及び決算承認 第二号議案 平成30年度事業計画書及び収支予算書承認の件 第三号議案 給与規程の件 第四号議案 職員任命に関する同意の件 第五号議案 定時評議員選会招集の件
平成31年2月9日	6	2	第一号議案 サテライトオフィス移転に係る改装工事業者選定についての承認の件
平成31年3月23日	6	0	第一号議案 平成31年度事業計画について 第二号議案 平成31年度予算計画について 第三号議案 サテライトオフィス改修工事について

(4)うち開催を省略した回数 0

# 9. 前会計年度に実施した監事監査の状況

(1)監事監査を実施した監事の氏名

四宮 正利田川 隆司

(2)監査報告により求められた改善すべき事項

(1)会計監査人による会計監査報告における意見の区分

(3)監査報告により求められた改善すべき 事項に対する対応

10. 前会計年度に実施した会計監査(会計監査人による監査に準ずる監査を含む)の状況

01 無限定適正意見

# 11. 前会計年度における事業等の概要 - (1)社会福祉事業の実施状況

無

			1							
	①-2拠点 区分名称	①-3事業類型コード分類	①-4実施事業名称			②事業所の名	称			
①-1拠点 区分コード		③事業所の所在地				④事業所の 土地の保有 状況	⑤事業所の 建物の保有 状況		の事業所単 立での定員	<ul><li>⑧年間(4月~3</li><li>月)利用者延べ総数(人/年)</li></ul>
分類		⑨社会福祉施設等	の建設等の状況(当該拠点	区分における主たる事業(前年原	度の年間収益が最も多い事	葉)に計上)				
刀規		ア 建設費	(ア) 建設年月日	(イ) 自己資金額(円)	(ウ) 補助金額(円)	(工) 借入金	額(円)	(オ) 建設費合計額(円)	ウ 延べ店	<b>ド面積</b>
		イ 大規模修繕	(ア) - 1修繕年月日 (1回目)	(ア) - 2修繕年月日 (2回目)	(ア) - 3修繕年月日 (3回目)	(ア) - 4修(4回目)	繕年月日	(ア) - 5修繕年月日 (5回目)	(イ) 修	繕費合計額 (円)
		00000001	本部経理区分			社会福祉法人	、基弘会 本部	3		
001	生野東	大阪府 大阪	市生野区生	野東2丁目5番8号		1 行政からの賃借等	3 自己所有	平成13年3月23日	0	0
001		ア建設費	平成13年3月1日	1			•		0	
		イ大規模修繕								
		02120201	老人デイサービス事業(通所			夢の箱 生野				
002				野東2丁目5番8号		1 行政からの賃借等	3 自己所有	平成13年3月23日	33	10,370
1 002		ア建設費	平成13年3月1日	3					0	
		イ大規模修繕								
			特別養護老人ホーム(介護				、ホーム夢の箱勝			
003	特養			山南1-17-43		3 自己所有	3 自己所有	平成24年2月1日	90	31,960
003	19 B	ア建設費	平成24年2月1日	3					0	
		イ大規模修繕								
		02120402	老人短期入所施設(短期)			ショートステイコ				
004	ココナラ			南3丁目4番25号		2 民間からの賃借等	3 自己所有	平成27年4月1日	33	1,257
		ア建設費	平成27年3月1日	1					0	
		イ大規模修繕		<u> </u>						
		01030202	特別養護老人ホーム(介護				、ホームリズムタウ			
005	リズム仙台			内字坂ノ上16番6号	•	3 自己所有	3 自己所有	平成29年11月1日	100	4,993
	<i>&gt;</i> /Δiad	ア建設費	平成29年11月1日	1					0	
		イ大規模修繕						1		
	// /> / +0.1	02120501	小規模多機能型居宅介護				型居宅介護リス			
006	仙台小規模			内字坂ノ上16-6		3 自己所有	3 目己所有	平成30年1月15日	0	317
	多機能	ア建設費	平成29年11月1日	1		ļ			0	
		イ大規模修繕		1				ĺ	1	

# 11. 前会計年度における事業等の概要 - (2)公益事業

		①-3事業類型コード分類	①-4実施事業名称			②事業所の名	称			
①-1拠点	①-2拠点	③事業所の所在地				土地の保有	⑤事業所の 建物の保有 状況		⑦事業所単 位での定員	<ul><li>⑧年間(4月~3</li><li>月)利用者延べ総数(人/年)</li></ul>
区分コード	区分名称	9社会福祉施設等	等の建設等の状況 (当該拠点区分における主たる事業 (前年度の年間収益が最も多い事				業)に計上)			
分類		ア 建設費	(ア) 建設年月日	(イ) 自己資金額(円)	(ウ) 補助金額(円)	(工) 借入金額	額(円)	(オ) 建設費合計額(円)	ウ 延べ	末面積
		イ 大規模修繕	(ア) – 1修繕年月日 (1回目)	(ア) – 2修繕年月日 (2回目)	(ア) - 3修繕年月日 (3回目)	(ア) - 4修 (4回目)	善年月日	(ア) - 5修繕年月日 (5回目)	(イ) 修	· 維費合計額(円)
		03280006	診療所		2/3	ココナラ巽クリニ	ック			
011	ココナラ巽ク	大阪府 大阪	市生野区 異南	3丁目4番25号		2 民間からの賃借等	3 自己所有	平成27年4月1日	0	285

			現	兄報告書(平成31年	F4月1日現在)			別紙 1		
011	リニック	ア建設費	平成27年4月1日				0			
		イ大規模修繕 03320601	子育て支援に関する事業			リズムタウン保育園				
012	企業主導型 保育園	宮城県 仙台 ア建設費	台市泉区 古内 平成29年11月1日	字坂ノ上16-6		3 自己所有 3 自己所有	平成29年11月1日 0	0 51		
		イ大規模修繕								
1 1. 前会	計年度にも	おける事業等の概	既要 - (3)収益事業							
		①-3事業類型コー ド分類	①-4実施事業名称		②事業所の名称					
①-1拠点 区分コード	①-2拠点	③事業所の所在地	9 身の建設等の状況(当該拠点区)	公にもける子も2事業(前午度	Fの左 明 ID 光 が早 ナ 冬 八 車	④事業所の 土地の保有 状況 ⑤事業所単位での事業開 2 ②事業所単位での事業開 位での定員 ②事業所単位での定員 月) 利用者延べ数 数(人/年)				
分類		ア建設費	(ア)建設年月日	(イ) 自己資金額(円)	(ウ)補助金額(円)	(工)借入金額(円)	(オ) 建設費合計額(円)	ウ 延べ床面積		
		イ 大規模修繕	(ア) – 1 修繕年月日 (1回目)	(ア) - 2修繕年月日 (2回目)	(ア) – 3修繕年月日 (3回目)	(ア) - 4修繕年月日 (4回目)	(ア) - 5修繕年月日 (5回目)	(イ) 修繕費合計額(円)		
1 1. 前会	計年度にも	おける事業等の根	既要 - (4)備考							
1-2. 地域	域における公	公益的な取組(	地域公益事業(再掲)含む	3)						
①取組類型	型コード分類	②取組の名称		③取組の	実施場所(区域)					
		④取組内容								
1 2. 社会	福祉充実	残額及び社会福	<b>冨祉充実計画の策定の状</b> 況	兄		(社会福祉充実残額算	東定シートを作成するまで編	集することはできません)		
(2) 社会福 ①社会福 ②地域公 ③公益事 ④合計額 ①3) 社会福 ②地域公 ③公益事 ④合計額	副祉充実計画 記祉事業又は公 監事業(円) 選(円) ででででである。 でででである。 は、ででではいる。 は、ででではいる。 は、ででではいる。 は、ででではいる。 は、できまする。 は、できまする。 は、できまする。 は、できまする。 は、できまする。 は、できまする。 は、できまする。 は、できまする。 は、できまする。 は、できまする。 は、できまする。 は、できまする。 は、できまする。 は、できまする。 は、できまする。 は、できままでは、できます。 は、できままでは、できます。 は、できままでは、できます。 は、できままでは、できます。 は、できままでは、できままでは、できままでは、できままでは、できままできまできまです。 は、できまできまできまできまできまできまできまできまできまできまできまできまできまで	<ul><li>(円)</li><li>の前年度の投資実績</li><li>公益事業(社会福祉</li><li>(四)</li><li>(円)</li></ul>	祉事業に類する小規模事業)(		0 0 0 0 0 0 0					
13.透明	性の確保に	こ向けた取組状	況							
①任意事業產量計學學學學學學學學學學學學學學學學學學學學學學學學學學學學學學學學學學學學	録 画書 評価結果 理結果 査結果 細書 寝の報酬・補 営に係る公費 備に係る公費	無 前助金等の公費の状 (円)	(円)	221 0 0		直近の受審年度				
14. ガバ	ナンスの強イ	と・財務規律の	確立に向けた取組状況							
①実施者の ②実施者の ③業務内容 ④費用[年 (2)法人所輔	)区分 )氏名 (法人( <sup>[5]</sup> F額] (円)	の場合は法人名)	1,036,8	法人による、社会福祉法に準じ 300	た会計監査					
②実施した	改善内容									
15. その1	<b>他</b>									

3/3

2無2無

序が行う民間の社会福祉事業・施設ではネフィット・ワン企業年金基金 2 無 2 無

退職手当制度の加入状況等(複数回答可)

⑤ その他の退職手当制度に加入(具体的に: ● ● ● )

# <u>資金収支計算書</u> (自) 平成30年 4月 1日 (至) 平成31年 3月31日

社会福祉法人 基弘会

(中区、11)									
	勘定科目			予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)			
	介 護 保 険 事 業 収	入	[	1, 415, 868, 000]	1, 415, 857, 495]	[ 10, 505]			
1.1.	老人福祉事業収	入	[	4, 257, 000]	4, 256, 291]	[ 709]			
事収		入	[	38, 914, 000]	38, 908, 680]	[ 5, 320]			
業人	医療 事 業 収	入	[	78, 003, 000]	[ 78, 000, 894]	[ 2, 106]			
活	受取利息配当金儿	又入	[	31,000]	[ 27, 569]	[ 3, 431]			
動	その他の収	入	[	14, 267, 000]	[ 14, 260, 602]	[ 6, 398]			
に_	事業活動収入計(1)			1, 551, 340, 000	1, 551, 311, 531	28, 469			
よ	人 件 費 支	出	[	879, 206, 000]	[ 879, 175, 622]	[ 30, 378]			
る支		出	[	164, 914, 900]	[ 164, 852, 532]	[ 62, 368]			
収世	事務費支	出	[	290, 483, 100]	[ 290, 369, 898]	[ 113, 202]			
支	支 払 利 息 支	出	[]	18, 417, 000]	[ 18, 414, 011]	[ 2, 989]			
	事業活動支出計(2)			1, 353, 021, 000	1, 352, 812, 063	208, 937			
	事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)			198, 319, 000	198, 499, 468	△ 180, 468			
施									
設収									
整入									
備	施設整備等収入計(4)			0	0	0			
等	設備資金借入 金 元金償還		[	66, 438, 000]	[ 66, 434, 865]	[ 3, 135]			
に支		出	]	4, 349, 000]	[ 4, 347, 112]	[ 1,888]			
よ世	その他の施設整備等による	支 出	[	2,096,000]	[ 2, 095, 200]	[[ 800]			
る									
収し	施設整備等支出計(5)			72, 883, 000	72, 877, 177	5, 823			
支	施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)			72, 883, 000	$\triangle$ 72, 877, 177				
そ	積 立 資 産 取 崩 収		[	572, 000]		1			
の収	型	又入	[[	56]	[ 0]	[ 56]			
他力									
の									
活	その他の活動収入計(7)		_	572, 056	571, 016	1, 040			
	積 立 資 産 支	出	Ĺ	572, 000]					
に支出		支 出	L	56]	[0]	[			
る。									
収	r - ti - writing it (a)								
支	その他の活動支出計(8)		-	572, 056	571, 016	1,040			
	その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)		-	0	0	0			
予业		(10)	<u>                                     </u>	0]					
	資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)		F	125, 436, 000	125, 622, 291	△ 186, 291			
	期末支払資金残高(	(12)	L_	239, 157, 313]					
当期	末支払資金残高(11)+(12)			364, 593, 313	364, 779, 604	$\triangle$ 186, 291			

# 資金収支内訳表

# (自) 平成30年4月1日 (至)平成31年3月31日

_	HI-TOTAL TOTAL TOT						(単位:円)
	勘定科目	社会福祉事業	公益事業	収益事業	合計	内部取引消去	法人合計
	介護保険事業収入	1, 415, 857, 495	0	0	1, 415, 857, 495		1, 415, 857, 495
	老人福祉事業収入	4, 256, 291	0	0	4, 256, 291		4, 256, 291
	児童福祉事業収入	1, 200, 201	0	ő	0		1, 200, 201
	保育事業収入	•		0			20 000 000
		20, 447, 590	18, 461, 090		38, 908, 680		38, 908, 680
	就労支援事業収入	0	0	0	0		0
収	医療事業収入	0	78, 000, 894	0	78, 000, 894		78, 000, 894
事入	借入金利息補助金収入	0	0	0	0		0
	経常経費寄附金収入	o l	0	0	Ô		Ô
業		07 500	0	0	07.500		07 500
活	受取利息配当金収入	27, 569	•	•	27, 569		27, 569
	その他の収入	14, 256, 642	3, 960	0	14, 260, 602		14, 260, 602
動	流動資産評価益等による資金増加額	0	0	0	0		0
(=	事業活動収入計(1)	1, 454, 845, 587	96, 465, 944	0	1, 551, 311, 531	0	1, 551, 311, 531
ょ	人件費支出	820, 036, 320	59, 139, 302	0	879, 175, 622		879, 175, 622
				0			
る	事業費支出	151, 257, 100	13, 595, 432		164, 852, 532		164, 852, 532
収	事務費支出	283, 852, 028	6, 517, 870	0	290, 369, 898		290, 369, 898
	就労支援事業支出	0	0	0	0		0
支 支	授産事業支出	0	0	0	0		0
出		n l	0	0	n		0
I"		17 050 204		0	10 414 011		10 414 011
1 1	支払利息支出	17, 956, 364	457, 647		18, 414, 011		18, 414, 011
1 1	その他の支出	0	0	0	0		0
	流動資産評価損等による資金減少額	0	0	0	0		0
1 1	事業活動支出計(2)	1, 273, 101, 812	79, 710, 251	0	1, 352, 812, 063	0	1, 352, 812, 063
重	業活動資金収支差額(3) = (1) - (2)	181, 743, 775	16, 755, 693	Ŏ	198, 499, 468	0	198, 499, 468
		101, 740, 770	10, 733, 033	0	130, 433, 400	Ů	130, 433, 400
施	施設整備等補助金収入	Ů,	-		•		0
	施設整備等寄附金収入	0	0	0	0		0
	及開吳並旧八並小八	0	0	0	0		0
整入	固定資産売却収入	0	0	0	0		0
備	その他の施設整備等による収入	0	Ö	0	o o		ñ
	施設整備等収入計(4)	0	0	0	0	0	^
等						0	00 404 005
に	設備資金借入金元金償還支出	64, 114, 550	2, 320, 315	0	66, 434, 865		66, 434, 865
	固定資産取得支出	4, 347, 112	0	0	4, 347, 112		4, 347, 112
よ支	固定資産除却・廃棄支出	0	0	0	0		0
る出	ファイナンス・リース債務の返済支出	0	0	0	0		ñ
収	その他の施設整備等による支出	2, 095, 200	0	0	2, 095, 200		2, 095, 200
		70, 556, 862		0	72, 877, 177	0	72, 877, 177
支	施設整備等支出計(5)		2, 320, 315				.=, ,
施	設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	-70, 556, 862	-2, 320, 315	0	-72, 877, 177	0	-72, 877, 177
1 1	長期運営資金借入金元金償還寄附金収入	0	0	0	0		0
1 1	長期運営資金借入金収入	0	0	0	0		0
1 1	役員等長期借入金収入	0	0	0	0		0
1 1	長期貸付金回収収入	0	0	0	0		0
1 1	In the territory of the same of	•	•	•	Ü		0
そ収		0	0	0	0		0
の入	積立資産取崩収入	571, 016	0	0	571, 016		571, 016
	事業区分間長期借入金収入	0	0	0	0		0
他	事業区分間長期貸付金回収収入	0	0	0	0		0
の	事業区分間繰入金収入	o l	o 0	o o	0		n
		0	0	0	0		0
活	その他の活動による収入	V			V		0
動—	その他の活動収入計(7)	571, 016	0	0	571, 016	0	571, 016
	長期運営資金借入金元金償還支出	0	0	0	0		0
C	役員等長期借入金元金償還支出	0	0	0	0		0
ょ	長期貸付金支出	0	0	0	0		n
	投資有価証券取得支出	0	0	0	0		0
る		•	•				571 010
収支	MATERIAL AND	571, 016	0	0	571, 016		571, 016
支出	チボビガロスが突げ並入出	0	0	0	0		0
^	事業区分間長期借入金返済支出	0	0	0	0		0
1 1	事業区分間繰入金支出	0	0	0	0		0
1 1		0	0	0	0		0
1 1	その他の活動による支出	V			571 010		F71 010
1 L	その他の活動支出計(8)	571, 016	0	0	571, 016	0	571, 016
	の他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	0	0	0	0	0	0
当期省	資金収支差額合計(10) = (3) + (6) + (9)	111, 186, 913	14, 435, 378	0	125, 622, 291	0	125, 622, 291
	表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表	187, 269, 433	51, 887, 880	0	239, 157, 313	ŭ	239, 157, 313
	大文仏員並残局(11) 大支払資金残高(10)+(11)	298, 456, 346	66, 323, 258	0	364, 779, 604	0	364, 779, 604
				0	304 //9 004		

# 第二号第一様式(第二十三条第四項関係) 法人単位事業活動計算書

# (自) 平成30年4月1日 (至) 平成31年3月31日

				(単位:円)
	勘定科目	当年度決算(A)	前年度決算(B)	増減(A)-(B)
	介護保険事業収益	1, 415, 857, 495	1, 031, 105, 713	384, 751, 782
			1,031,103,713	
	老人福祉事業収益	4, 256, 291		4, 256, 291
	児童福祉事業収益	0		0
	保育事業収益	38, 908, 680	9, 359, 455	29, 549, 225
	+D24 + 12 = 44 (D +	0	.,	0
1		•		0
主	障害福祉サービス等事業収益	0		0
<u>"</u> ل	"生活保護事業収益	0		0
الا	医療事業収益	78, 000, 894	67, 701, 758	10, 299, 136
		· · · · · ·		
ビ	経常経費寄附金収益	0	550, 000	-550, 000
	その他の収益	14, 161, 121	13, 483, 549	677, 572
ス	サービス活動収益計(1)	1, 551, 184, 481	1, 122, 200, 475	428, 984, 006
活		897, 162, 882	661, 789, 001	235, 373, 881
	人件費	· · · · · ·	The state of the s	
動	事業費	184, 349, 066	144, 625, 782	39, 723, 284
増	事務費	270, 873, 364	214, 448, 375	56, 424, 989
	就労支援事業費用	0		0
減		*		
Ø a	授産事業費用	0		0
部	利用者負担軽減額	0		0
ᅖ	月 減価償却費	133, 122, 120	129, 825, 184	3, 296, 936
'		-32, 050, 290	-36, 178, 313	4, 128, 023
	国庫補助金等特別積立金取崩額		-30, 170, 313	4, 120, 023
	徴収不能額	0		0
	徴収不能引当金繰入	0		0
	その他の費用	0	l	n
			1 114 510 000	220 047 110
1 L	サービス活動費用計(2)	1, 453, 457, 142	1, 114, 510, 029	338, 947, 113
l l	·-ビス活動増減差額(3)=(1)- (2)	97, 727, 339	7, 690, 446	90, 036, 893
	借入金利息補助金収益	0		0
		27, 569	27. 350	219
	受取利息配当金収益		27, 300	
	有価証券評価益	0		0
	有価証券売却益	0		0
ΗJ	投資有価証券評価益	o l		0
1 1	^   技具有侧趾夯許侧益	=		•
五	投資有価証券売却益	0		0
ビ	基本財産評価益	0		0
	積立資産評価益	0		0
ス		•	0.470	•
活	その他のサービス活動外収益	99, 481	9, 473	90, 008
動	サービス活動外収益計(4)	127, 050	36, 823	90, 227
	支払利息	18, 414, 011	17, 319, 156	1, 094, 855
外		0	,,	.,,
増	有価証券評価損			0
	有価証券売却損	0		0
減。	投資有価証券評価損	0		0
$\Phi^{-}$	1. 你多有体就来去知识	0		0
1 1 1		ő		ŏ
部	基本財産評価損	=		=
	積立資産評価損	0		0
	その他のサービス活動外費用	0	1, 100, 000	-1, 100, 000
	サービス活動外費用計(5)	18, 414, 011	18, 419, 156	-5, 145
7.				95, 372
	ビス活動外増減差額 (6) = (4) - (5)	-18, 286, 961	-18, 382, 333	
経常均	曽減差額(7)=(3)+(6)	79, 440, 378	-10, 691, 887	90, 132, 265
	施設整備等補助金収益	0	471, 558, 813	-471, 558, 813
	施設整備等寄附金収益	ő	,,	0
	地球光海へ供える一人	-	l	0
П	長期運営資金借入金元金償還寄附金収益	0	<b>I</b>	0
1 2	一口一次女女网络	0	l	0
1 1-	固定資産売却益	0	l	0
特		0	1, 688, 000	-1, 688, 000
別	その他の特別収益			
	特別収益計(8)	0	473, 246, 813	-473, 246, 813
増	基本金組入額	0		0
減	資産評価損	0	<b>I</b>	0
			l	-
の	固定資産売却損・処分損	18	l	18
部	<sup>賽</sup>  国庫補助金等特別積立金取崩額(除却等)	-10	l	-10
	国庫補助金等特別積立金積立額	0	471, 558, 813	-471, 558, 813
'		0	., ., 000, 010	0
	災害損失	=	00 574 056	-
	その他の特別損失	0	22, 571, 252	-22, 571, 252
	特別費用計(9)	8	494, 130, 065	-494, 130, 057
∄≐	別増減差額(10)=(8)-(9)	-8	-20, 883, 252	20, 883, 244
	舌動増減差額(11)=(7)+(10)	79, 440, 370	-31, 575, 139	111, 015, 509
# 前	<b>〕期繰越活動増減差額(12)</b>	233, 721, 194	265, 645, 943	-31, 924, 749
3/2		313, 161, 564	234, 070, 804	79, 090, 760
86			' '	
248	基本金取崩額(14)	0	0	0
	の他の積立金取崩額(15)	0	0	0
	の他の積立金積立額(16)	0	0	0
	7期繰越活動増減差額(17)=(13)+(14)+(15)-(16)	313, 161, 564	234, 070, 804	79, 090, 760
10		010, 101, 004	207, 070, 004	10, 000, 100

#### 事業活動内訳表

# (自) 平成30年4月1日 (至)平成31年3月31日

			(自)平成30年4月	1日 (至)平成	31年3月31日			()(())
		勘定科目	社会福祉事業	公益事業	収益事業	合計	内部取引消去	(単位:円) 法人合計
	П	介護保険事業収益	1, 415, 857, 495	ム皿ナ木	7人皿 ナボ	1, 415, 857, 495	I JUPAN JIMA	1, 415, 857, 495
		老人福祉事業収益	4, 256, 291			4, 256, 291		4, 256, 291
		児童福祉事業収益				0		0
		保育事業収益	20, 447, 590	18, 461, 090		38, 908, 680		38, 908, 680
Ц	収	就労支援事業収益				0		0
1		障害福祉サービス等事業収益				0		0
# <sup>^</sup>		生活保護事業収益 医療事業収益		78, 000, 894		78, 000, 894		78, 000, 894
1		医原学来収益 経常経費寄附金収益		76, 000, 694		76, 000, 694		76, 000, 694
Ľ		その他の収益	14, 157, 161	3, 960		14, 161, 121		14, 161, 121
ス	ı	サービス活動収益計(1)	1, 454, 718, 537	96, 465, 944	0	1, 551, 184, 481	0	1, 551, 184, 481
活		人件費	836, 063, 580	61, 099, 302		897, 162, 882		897, 162, 882
動		事業費	170, 753, 634	13, 595, 432		184, 349, 066		184, 349, 066
増		事務費	264, 355, 494	6, 517, 870		270, 873, 364		270, 873, 364
滅		就労支援事業費用				0		0
の <sub>2</sub>		授産事業費用				0		0
		利用者負担軽減額減価償却費	105 405 000	7 000 010		100 100 100		100 100 100
LIP F			125, 435, 808 -29, 065, 573	7, 686, 312 -2, 984, 717		133, 122, 120 -32, 050, 290		133, 122, 120 -32, 050, 290
		国庫補助金等特別積立金取崩額 徴収不能額	-29,000,073	-2, 904, 717		-32, 030, 290		-32, 030, 290
		做以不能引当金繰入				0		0
		その他の費用				0		0
		サービス活動費用計(2)	1, 367, 542, 943	85, 914, 199	0	1, 453, 457, 142	0	1, 453, 457, 142
ŧ	ナー	- ビス活動増減差額 (3) = (1) - (2)	87, 175, 594	10, 551, 745	0	97, 727, 339	0	97, 727, 339
		借入金利息補助金収益			İ	0		0
		受取利息配当金収益	27, 569			27, 569		27, 569
		有価証券評価益				0		0
υ		有価証券売却益				0		0
	- 1	投資有価証券評価益				0		0
Ľ		投資有価証券売却益				0		0
		基本財産評価益				0		0
ス		積立資産評価益	99, 481			99, 481		00.401
活	ŀ	その他のサービス活動外収益 サービス活動外収益計(4)	127, 050	0	0	127, 050	0	99, 481 127, 050
動		支払利息	17, 956, 364	457, 647	V	18, 414, 011	-	18, 414, 011
外		有価証券評価損	17, 500, 504	407, 047		0, 414, 011		0, 414, 011
増		有価証券売却損				ŏ		0
滅		投資有価証券評価損				ŏ		Ö
- 1 -		投資有価証券売却捐				0		0
部		基本財産評価損				0		0
		積立資産評価損				0		0
		その他のサービス活動外費用				0		
_		サービス活動外費用計 (5)	17, 956, 364	457, 647	0	18, 414, 011	0	18, 414, 011
		·ビス活動外増減差額(6) = (4) - (5)	<del>-17, 829, 314</del> 69, 346, 280	<del>-457, 647</del> 10, 094, 098	0	<del>-18, 286, 961</del> 79, 440, 378	0	<del>-18, 286, 961</del> 79, 440, 378
2000年		減差額 (7) = (3) + (6) 施設整備等補助金収益	09, 340, 200	10, 094, 096	U	79, 440, 376	U	79, 440, 378
		施設整備等寄附金収益				0		0
		長期運営資金借入金元金償還寄附金収益				0		0
	107	因定資産受贈額				ő		0
	- 1	固定資産売却益				ő		0
3		事業区分間繰入金収益				0		0
特		事業区分間固定資産移管収益				0		0
		その他の特別収益				0		0
別		特別収益計(8)	0	0	0	0	0	0
増		基本金組入額	T	T		0	$\neg$	0
滅		資産評価損				0		0
の		固定資産売却損・処分損	18			18		18
部署	杏	国庫補助金等特別積立金取崩額(除却等)	-10			-10		-10
F	<u>~</u> В	国庫補助金等特別積立金積立額 災害損失				0		0
1	נדי	災害損失 事業区分間繰入金費用				0		0
		事業区が回線へ並复用 事業区分間固定資産移管費用				0		0
		事業に方面固定更産96頁用 その他の特別損失				ő		0
		特別費用計(9)	8	0	0	8	0	8
#		別増減差額(10)= (8) - (9)	-8	0	0	-8	0	-8
		動增減差額(11)= (7) + (10)	69, 346, 272	10, 094, 098	0	79, 440, 370	0	79, 440, 370
		JI繰越活動増減差額(12)	249, 579, 461	-15, 858, 267		233, 721, 194		233, 721, 194
		明末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)	318, 925, 733	-5, 764, 169	0	313, 161, 564	0	313, 161, 564
		本金取崩額(14)				0		0
		他の積立金取崩額(15)				0		0
. Z	EΦ	他の積立金積立額(16) 明繰越活動増減差額(17)= (13) + (14) + (15) - (16)	040 005 700	F 704 455		0		0
85 - 4			318, 925, 733	-5, 764, 169	0	313, 161, 564	0	313, 161, 564

# 法人単位貸借対照表

# 平成31年3月31日現在

(単								
	資産の部			負債の部				
·	当年度末	前年度末	増減		当年度末	前年度末	増減	
流動資産	465, 395, 755	330, 452, 004	134, 943, 751	流動負債	208. 876. 151	133, 469, 947	75, 406, 204	
現金預金	271, 958, 587	178, 733, 400	93, 225, 187	短期運営資金借入金	200, 070, 101	,	70, 100, 201	
有価証券	271, 930, 307	170, 700, 400	33, 223, 107	事業未払金	33, 145, 700	32, 003, 551	1, 142, 149	
	127, 817, 940	98, 520, 745	29, 297, 195		15, 000	15, 000	1, 142, 149	
事業未収金				その他の未払金	15, 000	15,000	0	
未収金	54, 433, 131	44, 606, 329	9, 826, 802	支払手形			0	
未収補助金	0	5, 589, 000	-5, 589, 000	役員等短期借入金			0	
未収収益		i l	0	1年以内返済予定設備資金借入金	70, 810, 000	22, 802, 000	48, 008, 000	
受取手形			0	1年以内返済予定長期運営資金借入金			0	
貯蔵品			0	1年以内返済予定リース債務			0	
医薬品			0	1年以内返済予定役員等長期借入金			0	
診療・療養費等材料		i l	0	1年以内支払予定長期未払金			0	
給食用材料			0	未払費用	58, 962, 327	52, 402, 053	6, 560, 274	
		i l	0		4, 379, 711	02, 402, 000	4, 379, 711	
商品·製品			•	預り金		4 210 777		
仕掛品		i J	0	源泉	2, 889, 513	4, 210, 777	-1, 321, 264	
原材料		0 000 500	0	住民税	1, 223, 900	2, 313, 700	-1, 089, 800	
立替金	3, 626, 097	3, 002, 530	623, 567	職員預り金			0	
前払金	7, 560, 000		7, 560, 000	前受金			0	
前払費用		i l	0	前受収益			0	
1年以内回収予定長期貸付金			0	仮受金			0	
短期貸付金		i l	0	賞与引当金	37, 450, 000	19, 722, 866	17, 727, 134	
仮払金			Ô	その他の流動負債	07, 100, 000	,,	0	
その他の流動資産		i l	0	CONTRODUCENCE			v	
世界の他の流動資産			0					
	2 400 051 000	3, 547, 715, 186		m+4 #	2, 503, 832, 308	2, 617, 098, 727	110 000 410	
固定資産	3, 426, 951, 680 2, 690, 781, 030	2, 786, 697, 695	-120, 763, 506	固定負債		2, 617, 098, 727	-113, 266, 419	
基本財産			-95, 916, 665	設備資金借入金	2, 493, 516, 560	2, 607, 959, 425	-114, 442, 865	
土地	240, 603, 000	240, 603, 000	0	長期運営資金借入金			0	
建物	2, 449, 178, 030	2, 545, 094, 695	-95, 916, 665	リース債務			0	
定期預金	1, 000, 000	1, 000, 000	0	役員等長期借入金			0	
投資有価証券			0	退職給付引当金	10, 315, 748	9, 139, 302	1, 176, 446	
その他の固定資産	736, 170, 650	761, 017, 491	-24, 846, 841	役員退職慰労引当金			0	
土地	192, 070, 351	192, 070, 351	0	長期未払金			0	
建物	415, 294, 746	433, 038, 963	-17, 744, 217	長期預り金			Ô	
構築物	624, 732	,, 000	624, 732	その他の固定負債			n	
機械及び装置	47, 850, 750	76, 942, 236	-29, 091, 486	色債の部合計	2, 712, 708, 459	2, 750, 568, 674	-37, 860, 215	
車輌運搬具	47, 830, 730	73, 342, 230	-29, 091, 460	片陽V마Oil	2,712,700,439 純資産の部	2, 750, 500, 074	57, 000, 215	
	44 010 040	30, 349, 827			22.152.000	22, 152, 000	^	
器具及び備品	44, 913, 849	JU, J49, 821	14, 564, 022	基本金			0	
建設仮勘定		į J	0	国庫補助金等特別積立金	844, 325, 412	876, 375, 712	-32, 050, 300	
有形リース資産			0	その他の積立金			0	
権利	126, 000	126, 000	0	次期繰越活動増減差額	313, 161, 564	234, 070, 804	79, 090, 760	
ソフトウェア	3, 452, 295	2, 335, 439	1, 116, 856	(うち当期活動増減差額)	79, 440, 370	-31, 575, 139	111, 015, 509	
無形リース資産		į J	0					
投資有価証券		į J	0					
長期貸付金		i	Ď					
退職給付引当資産	8, 551, 540	7, 635, 220	916, 320					
	5, 000, 000	7, 000, 220	5, 000, 000					
長期預り金積立資産		1, 472, 000						
差入保証金	1, 472, 000		0					
長期前払費用	28, 600	28, 600	0					
その他の固定資産	16, 785, 786	17, 018, 850	-233, 064					
徵収不能引当金		<u> </u>		純資産の部合計	1, 179, 638, 976	1, 132, 598, 516	47, 040, 460	
資産の部合計	3, 892, 347, 435	3, 878, 167, 190	14, 180, 245	負債及び純資産の部合計	3, 892, 347, 435	3, 883, 167, 190	9, 180, 245	

# 貸借対照表内訳表

# 平成31年3月31日現在

		平成31年3	8月31日現在			(24/4 ED)
勘定科目	社会福祉事業	公益事業	収益事業	合計	内部取引消去	(単位:円) 法人合計
資産の部	054 470 440	057 000 050		000 777 005		000 777 005
流動資産	651, 173, 443 271, 938, 567	257, 603, 952 20, 020	0	908, 777, 395 271, 958, 587	0	908, 777, 395 271, 958, 587
現金預金 有価証券	271, 930, 307	20, 020	0	271, 950, 567		271, 950, 507
事業未収金	123, 454, 500	4, 363, 440	0	127, 817, 940		127, 817, 940
未収金	54, 433, 131	0	0	54, 433, 131		54, 433, 131
未収補助金	0	0	0	0		0
未収収益	0	0	0	0		0
受取手形	0	0	0	0		0
貯蔵品	0 0	0	0	0 0		0
医薬品 診療·療養費等材料	0	0	0	0		0
お食用材料	ő	0	0	ő		0
商品·製品	0	0	0	0		0
仕掛品	0	0	0	0		0
原材料	0	0	0	0		0
立替金	3, 626, 097	0	0	3, 626, 097 7, 560, 000		3, 626, 097
前払金	7, 560, 000 0	0	0	7, 560, 000		7, 560, 000 0
前払費用 1年以内回収予定長期貸付金	ő	0	0	ő		0
1年以内回収予定事業区分間長期貸付金	0	0	0	0		0
短期貸付金	0	0	0	0		0
事業区分間貸付金	190, 161, 148	253, 220, 492	0	443, 381, 640		443, 381, 640
仮払金	0	0	0	0		0
その他の流動資産	0	0	0	0		0
徴収不能引当金	0 070 704 040	154 167 601	0	0 400 051 000		0 400 051 000
固定資産	3, 272, 784, 049	154, 167, 631	0	3, 426, 951, 680	0	3, 426, 951, 680
基本財産 +th	2, 577, 385, 900 240, 603, 000	113, 395, 130 0	0	2, 690, 781, 030 240, 603, 000	0	2, 690, 781, 030 240, 603, 000
土地   建物	2, 335, 782, 900	113, 395, 130	0	2, 449, 178, 030		2, 449, 178, 030
定期預金	1, 000, 000	113, 393, 130	0	1, 000, 000		1, 000, 000
投資有価証券	0	0	0	0		0
その他の固定資産	695, 398, 149	40, 772, 501	0	736, 170, 650	0	736, 170, 650
土地	192, 070, 351	0	0	192, 070, 351		192, 070, 351
建物	395, 955, 158	19, 339, 588	0	415, 294, 746		415, 294, 746
構築物	624, 732 31, 332, 404	0 16, 518, 346	0	624, 732		624, 732
機械及び装置車輌運搬具	31, 332, 404	10, 310, 340	0	47, 850, 750 1		47, 850, 750 1
単物建物会 器具及び備品	39, 999, 282	4, 914, 567	0	44, 913, 849		44, 913, 849
建設仮勘定	00,000,202	0	0	0		0
有形リース資産	0	Ö	Ö	0		0
権利	126, 000	0	0	126, 000		126, 000
ソフトウェア	3, 452, 295	0	0	3, 452, 295		3, 452, 295
無形リース資産	0	0	0	0		0
投資有価証券	0	0	0	0		0
長期貸付金	0	0	0	0		0
事業区分間長期貸付金 退職給付引当資産	8, 551, 540	0	0	8, 551, 540		8, 551, 540
長期預り金積立資産	5, 000, 000	0	0	5, 000, 000		5, 000, 000
差入保証金	1, 472, 000	Ö	Ö	1, 472, 000		1, 472, 000
長期前払費用	28, 600	0	0	28, 600		28, 600
その他の固定資産	16, 785, 786	0	0	16, 785, 786		16, 785, 786
徴収不能引当金	0	0	0	0	_	0
資産の部合計	3, 923, 957, 492	411, 771, 583	0	4, 335, 729, 075	0	4, 335, 729, 075
負債の部 流動負債	459, 017, 097	193, 240, 694	0	652, 257, 791	0	652, 257, 791
<u>加動貝頂</u> 短期運営資金借入金	433, 017, 037	193, 240, 094	0	032, 237, 791	U	032, 237, 791
事業未払金	32, 026, 154	1, 119, 546	0	33, 145, 700		33, 145, 700
その他の未払金	15, 000	0	Ö	15, 000		15, 000
支払手形	0	0	0	0		0
役員等短期借入金	0	0	0	0		0
1年以内返済予定設備資金借入金	70, 810, 000	0	0	70, 810, 000		70, 810, 000
1年以内返済予定長期運営資金借入金 1年以内返済予定日7月	0	0	0	0		0
1年以内返済予定リース債務	0 0	0	0	0 0		0
1年以内返済予定役員等長期借入金 1年以内返済予定事業区分間長期借入金	0	0	0	0		0
1年以内支払予定長期未払金	0	0	0	0		0
未払費用	58, 962, 327	0	0	58, 962, 327		58, 962, 327
預り金	4, 379, 711	0	0	4, 379, 711		4, 379, 711
源泉	2, 889, 513	0	0	2, 889, 513		2, 889, 513
住民税	1, 223, 900	0	0	1, 223, 900		1, 223, 900
職員預0金 前受金	0 0	0	0	0 0		0
削受金   前受収益	0	0	0	0		0
事業区分間借入金	253, 220, 492	190, 161, 148	Ö	443, 381, 640		443, 381, 640
仮受金	0	0	0	0		0
賞与引当金	35, 490, 000	1, 960, 000	0	37, 450, 000		37, 450, 000
その他の流動負債	0	0	0	0		0 500 000 000
固定負債	2, 367, 885, 693	135, 946, 615	0	2, 503, 832, 308	0	2, 503, 832, 308
設備資金借入金	2, 357, 569, 945 0	135, 946, 615 0	0	2, 493, 516, 560 0		2, 493, 516, 560 0
長期運営資金借入金 リース債務	0	0	0	0 0		0
リース (自然) 役員等長期借入金	0	0	0	0		0
事業区分間長期借入金	ő	ő	Ö	ő		ő
退職給付引当金	10, 315, 748	0	0	10, 315, 748		10, 315, 748
役員退職慰労引当金	0	0	0	0		0
長期未払金	0	0	0	0		0
長期預り金	0	0	0	0		0
その他の固定負債	0 006 000 700	220 107 200	0	2 156 000 000		2 156 000 000
<u>負債の部合計</u> 純資産の部	2, 826, 902, 790	329, 187, 309	0	3, 156, 090, 099	0	3, 156, 090, 099
基本金	22, 152, 000	0	0	22, 152, 000		22, 152, 000
国庫補助金等特別積立金	755, 976, 969	88, 348, 443	0	844, 325, 412		844, 325, 412
その他の積立金	0	00, 040, 440	Ö	0 0 0 0 0 0 0 0 0		0
次期繰越活動増減差額	318, 925, 733	-5, 764, 169	0	313, 161, 564		313, 161, 564
(うち当期活動増減差額)	69, 346, 272	10, 094, 098	0	79, 440, 370		79, 440, 370
純資産の部合計	1, 097, 054, 702	82, 584, 274	0	1, 179, 638, 976	0	1, 179, 638, 976
負債及び純資産の部合計	3, 923, 957, 492	411, 771, 583	0	4, 335, 729, 075	0	4, 335, 729, 075